

平城四年六月五日 国会開催
議最大のヤマ場となった修院
本会議。社会、共産両党が牛
歩戦術で抵抗したが、自公民
三党にひたつて可決され衆院
へ。
六月十五日 P K O 協力法
は、社会、社民連議院大席の
き開かれた衆院本会議で自
公民三党の圧倒的賛成多数で
可決され成立。
千万名台計被害者数百七十
万名と考へて単純計算する
と、一人当たり百七十六ド
ル(六万三千三百六十円)

時の物価が低かったとして、これが、従軍慰安婦の被害を償い、日本の加害行為の謝罪として相当な額であつたろうか。米国などが戦時違法に在米日系人を収容した加害行為に対する謝罪として被害者に贈つた二万ドルと比較しても、極めて粗末ではないだろうか。この数値から見ても、従軍慰安婦等に対する人権侵害の慰謝・補償について全く考慮されていなかったことがうかがえる。実質的に内容的に考へて、「経済協力」で従軍慰安婦問題も含めてすべて済んだ」というのは無理がある。

日本側は「経済協力がすべてではない。日本人の朝鮮にあった財産も放棄したのだから三億ドルのみではない」というかも知れない。しかし、そのような議論に對しては、朝鮮側は「それらの日本人の財産はカイロ宣言のいう『朝鮮人民の奴隷状態』から獲得・搾取したものだ。その分の補償を償つておさえない」と主張するであらう。

(第二東京弁護士会会員 国際人権法専攻、在ロンドン)

賠償1人6万3360円のお粗末

「それではない」といふかも知れない。しかし、そのような議論に對しては、朝鮮側は「それらの日本人の財産はカイロ宣言のいう『朝鮮人民の奴隷状態』から獲得・搾取したものである。その分の補償を償つて」とさへできない」と主張するのである。

(第二東京弁護士会会員
II 國際人權法專攻、在ロンドン)

92.659, 1060²/₅